

令和4年度「会計年度任用職員」募集要項

1	募集職種	学校問題対策支援室相談員【さわやか相談員】(パートタイム週3日)
2	採用予定人数	1人
3	任用期間	任用日から令和4年9月30日まで (更新の可能性あり、最長で令和5年3月31日まで) ※任用期間の始期は、選考日を勘案した上で決定する。 ※採用後1箇月間は、条件付採用期間とする。 ※勤務実績等に基づく再度の任用の可能性あり。ただし、公募によらない再度の任用は、2回まで。
4	職務内容	・ 児童生徒の行動観察と学習支援、教育相談活動 ・ 保護者の子育ての悩みの相談活動 ・ いじめや不登校等の学校問題の解決に向けた援助 ・ 学校不適応をおこす児童生徒の支援及び行動観察に関すること。 ・ その他、所属長又は校長が指示する業務
5	免許・資格・経験	・ 臨床心理士又は相談員等の資格を有する人、あるいは大学等で心理学を学んだ人 ・ あるいは、教諭経験がおおむね10年以上ある人 普通自動車運転免許(AT限定可) ※地方公務員法第16条に定める以下の欠格条項に該当しないこと ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②東近江市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
6	募集対象年齢	不問
7	勤務場所	東近江市内の小中学校、東近江市教育委員会事務局学校教育課
8	勤務日、勤務時間	月曜から金曜まで(祝日を除く)のうち3日間 8時30分 から 17時15分 まで ※7時間45分勤務、60分休憩
9	パートタイム会計年度任用職員の場合:報酬、手当 ※翌月21日払い(週休日の場合は前日)	・ 報酬 7,990円/日 ・ 参考月額 月に12日勤務した場合:95,880円 ・ 通勤手当(費用弁償)・・・本市規則に基づき支給(上限55,000円/月) ※自家用車で通勤する場合、指定する駐車場あり。通勤距離2km未満は駐車場利用不可。 ・ 時間外手当・・・本市規則に基づき支給 ・ 期末手当・・・本市規則に基づき支給なし (任期の定めが6箇月以上かつ1週間の勤務時間15時間30分以上の者で、支給日に在職している場合にのみ支給)
10	年次有給休暇	本市規則により一会計年度ごとに在職年数と勤務期間に応じて付与
11	加入保険	社会保険・雇用保険 勤務中の災害は、市の公務災害補償等に関する条例による
12	服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒の対象となります
13	選考日、場所	随時実施(選考日時は後日連絡) 東近江市役所 東庁舎(詳細は後日連絡)
14	選考の方法	・ 面接(集団の場合あり)
15	選考当日の持ち物	①履歴書(写真添付のこと)、②ハローワークの紹介状(ある人のみ) ③運転免許証の写し
16	結果の通知	選考日から7日を別途に郵送で通知します (電話での問合せには、お答えできません)
17	受験申し込み	ハローワーク又は学校教育課にお申込みください(電話による応募可) (土日・祝日を除く 9時から17時までの間)
18	問合せ先	東近江市役所 教育委員会 学校教育課 電話 0748-24-5671 FAX 0748-24-5694 I P 050-5801-5671